

カンボジア現地セミナー

国際協力部教官¹

湯川 亮

第1 はじめに

①2017年1月9日、10日、②同年2月20日、21日のそれぞれ2日間にわたり、カンボジア王国の首都プノンペンにあるプノンペン・ホテルにおいて、同国の民法及び民事訴訟法²に関連するテーマについての現地セミナーをそれぞれ実施した（以下、①日程のセミナーを「1月セミナー」、②日程のセミナーを「2月セミナー」という。）。

第2 各セミナーの内容

1 参加者³（1月セミナー・2月セミナー共通）

アン・ボン・ワッタナ（Ang Vong Vathana）司法大臣
チャン・ソティアビ（Chan Sotheavy）司法省⁴次官
チョロン・プロロン（Chhorn Proloeng）R A J P⁵学院長
スオン・ヴィサル（Suon Visal）B A K C⁶会長
ルイ・チャンナ（Luy Channa）R U L E⁷学長
裁判官，弁護士，司法省職員 等

2 日程（1月セミナー・2月セミナー共通）

1日目	8:30	開会式 カンボジア国歌斉唱 J I C A代表者挨拶 司法大臣挨拶
	9:30	講義，質疑応答
	13:30	講義，質疑応答
	15:30	講義，質疑応答

¹ 執筆当時。現高松地方裁判所判事補。

² 民法及び民事訴訟法の条文は、当部ホームページにも掲載。実質的な内容は、日本の民法及び民事訴訟法と類似。現在、カンボジアの実務では、民法・民事訴訟法の規定にそぐわない運用がなされている事例も散見されることから、各セミナーのテーマとして取り上げることになった。

³ セミナー参加者は、各日約180ないし200余名（日本側除く）。日本側の出席者は、J I C A長期派遣専門家、プロジェクト・オフィスのスタッフ、通訳人、当部教官等。なお、司法大臣、R A J P学院長、弁護士会長及びR U L E学長は、所用のため、開会式のみ出席。司法省次官は、開会式と閉会式に出席。

⁴ M O J : Ministry of Justice（司法省）

⁵ R A J P : Royal Academy for Judicial Professions（王立司法学院）

⁶ B A K C : Bar Association of the Kingdom of Cambodia（カンボジア弁護士会）

⁷ R U L E : Royal University of Law and Economics（王立法律経済大学）

2日目	8:30	講義, 質疑応答
	10:30	講義, 質疑応答
	13:30	講義, 質疑応答
	15:30	講義, 質疑応答
	16:30	閉会式 司法省次官挨拶

3 講義内容

(1) 1月セミナー

「民事実務上の諸問題⁸」と題し、カンボジアの民事実務において実際に問題となっている2つのテーマを取り上げ、事例形式等で紹介しながら説明した。具体的なテーマは、①契約の取消しと無効と②再審である。

それぞれの説明の中では、基本的な法律概念や手続の流れを確認するとともに、具体的な事例に則して、実務上の留意点を指摘し、問題解決のための考え方を提示するなどした。また、取消しの意思表示の方法や再審手続の濫用禁止等、「メッセージ性」を意識して説明した。



【講義風景①】



【講義風景② (内山淳教官)】

⁸ これに先立ち、2016年8月11日から12日まで、「民事実務上の諸問題」と題する現地セミナーを実施した。詳細は、内山淳「カンボジア現地セミナー（民事実務上の諸問題）」ICD NEWS 第69号141頁以下参照。



【講義風景③（東尾和幸教官）】



【会場の様子】

(2) 2月セミナー

「強制執行（不動産の強制売却）」と題し、特に不動産の強制売却手続を取り上げ、手続の一連の流れについて事例形式等で紹介しながら説明した。ここでは、制度等の抽象的な説明は手続の流れを理解するための必要に応じて最小限にとどめ、申立て方法の詳細や最低売却価額の定め方等、実務的な観点を意識して説明した。



【開会式】



【講義風景①（東尾和幸教官）】



【講義風景②（湯川）】



【会場の様子】

第3 おわりに

1月セミナーでは、個々の法令や法制度をテーマとして取り上げて体系的な説明を行うのではなく、カンボジアの実務で現実の問題となっているテーマを取り上げた。また、2月セミナーでは、制度全体を踏まえながらも、最も多くの利用が見込まれる典型例について、特に実務的な点を重視して手続の流れを紹介する方式で行った。いずれも、実務上の問題を中心としながら、民法・民事訴訟法の基本的な理解も再確認できるように工夫したところである。このようなテーマ設定や構成は、現地派遣専門家によって汲み上げられた

カンボジア側からの要望を踏まえたものであり、閉会式での司法省次官のコメント等によると、いずれのセミナーも概ね好評だったことがうかがわれる。

2月セミナーは現行プロジェクトにおける最後の現地セミナーとなった。当職は都合4回のセミナーに関与したが、質疑応答の際に個別の案件について長々と質問をする参加者が少なくなかった当初に比べ、今回のいずれのセミナーでも、そのような個別の案件に関する質問はほとんどなく、逆に、多くの参加者の利益になるような一般的で的確な質問が多かったように感じる。また、当初は、法令に従った運用がなされていないことに起因する不都合への対応方法に関する質問やコメントが多かったところ、このようなものもほとんどなくなった。これらは、現地派遣専門家の日頃の御尽力により、カンボジアの法律家において民法や民事訴訟法の普及が少しずつではあっても着実に進んでいることを物語っているように思われる。

カンボジアにおける法整備支援プロジェクトは、2017年4月より新しい局面を迎えるが、法律家の人材育成という重要で大きな柱は変わっておらず、当部としても引き続き、現地を全力でサポートしていく所存である。

最後に、各セミナーの開催に御尽力いただいた長期・短期派遣専門家を始めとするプロジェクト・オフィスの皆様、JICA関係者、通訳人の諏訪井さん、天川さん、その他多くの関係者各位に対し、改めて心からの御礼を申し上げたい。

ありがとうございました。



【2月セミナー・集合写真】